

友

民

量

富

# 給費制復活求め声明

## 違憲訴訟の原告参加検討

### 元司法修習生ら

司法修習生に国が給与を支払う「給費制」が昨年から修習資金を貸し付ける「貸与制」に移行されたことを受け、貸与制で修習を終えた本県の元修習生らは20日、「精神的・経済的に苦しく、法曹の質の低下が懸念される」として、給費制復活を求める声明を発表した。



給費制の復活を求める鈴木弁護士ら

元修習生は、法曹養成制度検討会議で給費制の復活を示しているのは約130人。

以上で、修習期間の貸与金と合わせると返済額が1千

万円を超える人もいるとい

う。

声明発表は、本県など全国8カ所で実施。本県では、

修習後も就職が確約され

ておらず、鈴木弁護士は「経

済的に豊かでない人が法曹

を目指せなくなる。適正な

法曹を養成することは市民

の利益につながる。国が国

が修習生に月額約20万円の給与を支払う。一方、「貸与制」は

修習資金として金銭を貸し付ける。貸与金は基本が月額23万円で、修習期間となる1年間の総

額は約300万円。修習生は、修習終了5年経過後から10年か

けて貸与金を元に償還する。政府は、司法試験合格者数の増加

計画に伴う財政負担抑制などのため、給費制の廃止を決定。昨

年1月から貸与制に移行した。

Q 司法修習生の給費制と貸与制「給費制」は国

が修習生に月額約300万円で養成するべき」と主張。

違憲訴訟については「(貸

与制は)無給で仕事をさせることになり、生存権の侵

害に当たる」などと訴えて

いる。